

## ① 不登校問題について

「不登校」という状態について、文部科学省は「年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒」のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいはしたくともできない状況にあるもの（経済的、病気によるものを除く）」と定義しています。また、「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭的事情から長期欠席しているもの」は不登校に該当しないというのが、同省の分類です。不登校といっても、当てはまる状況は多岐にわたることがわかります。

なお、似たような表現に「引きこもり」がありますが、こちらは「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態」とであると定義しています。これには、高校中途退学者、成人も含まれるのが特徴です。

昨今では、不登校は決して珍しい状況ではありません。2019年文部科学省の調査では、不登校状況にあるのは全国の中学校で128,000人。率にして3.94%が不登校になっていたことがわかっています。

そこで本町ではどのような状況なのか、このような事に対する対策はどのように考えているかお尋ねします。

## ② 本町の男性育休取得率について

現代は、男女ともに仕事と家庭を両立する観点から、男性公務員に育児休業を促す取り組みが全国の自治体に広がりを見せています。収入減や業務に支障を来す懸念などから男性の育休取得は進みませんでした。各自治体独自の制度も登場して、男性の育休取得は当たり前という雰囲気作りで効果を上げるところも出てきているようです。また、休む職員の業務を補った職員には勤勉手当を加算したり、育休確保を実現した職場では管理職の人事評価も加点するなどの制度を実施するなどを行っています。

そこで、本町の実情はどのような状況かお尋ねします。